

酒類を除く飲食料品を対象とした場合

酒類を除く飲食料品を対象とした場合の制度試案

「留意点など」の“✓”は考え方、“ ”は問題点。

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【制度の目的・概要】</p> <p>軽減税率の目的は、特定産業の振興等のためではなく、専ら、低所得者の生活必需品に係る消費税負担を軽減するとともに、購入頻度の高さから生じる痛税感の緩和を図ることにある。社会保障・税一体改革の原点に立ち、消費税の負担調整による低所得者対策は、必要最小限の補完的なものに限定するとの考えの下、目的の実現のために真に必要な品目に軽減税率を適用する。</p> <p>こうした考え方の下、対象品目は、生活の基礎であり、購入頻度の高い、飲食料品（酒類を除く）とする。</p>	<p>課税資産の譲渡等のうち、専ら、低所得者の生活必需品に係る消費税負担を軽減するとともに、購入頻度の高さから生じる痛税感の緩和を図るために真に必要な課税資産の譲渡等を軽減税率対象課税資産の譲渡等と位置付け、軽減税率を適用する。</p> <p>軽減税率対象課税資産の譲渡等は、酒類を除く飲食料品の譲渡等とする。</p>	<p>✓ 対象品目について、将来、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されたりすることのないよう、特定産業の振興等のためではなく、専ら、低所得者の生活必需品に係る消費税負担の軽減、購入頻度の高さから生じる痛税感の緩和が軽減税率制度の目的であり、対象品目選定の要件であることを明記するとともに、酒類を除く飲食料品がその射程であることを明確にする。</p>
<p>【対象品目】</p> <p>軽減税率の対象は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 酒類を除く飲食料品 2. 外食サービス <p>とする。</p>	<p>軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡等は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食料品の譲渡 <p>飲食料品とは、食品表示法に規定する食品のうち同法に規定する販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という）の適用を受けるものをいう。ただし、以下のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 酒税法に規定する酒類 ロ 複数の資産等が一の資産等を構成しているもの（以下、「一体商品」という）のうち、主たる資産等が当該飲食料品でないもの 	<p>（参考資料 P 1～14）</p> <p>✓ 税法独自に飲食料品の定義付けを行えば、既存の他法令と齟齬が生じ、事業者にも二重管理を強いることになるため、事業者の事務負担を可能な限り小さくする観点から、食品表示法や酒税法等の定義を活用。</p> <p>（参考資料 P 14）</p> <p>ペットボトルの水は軽減税率の対象となるが、水道水は、食品表示基準の適用がないため、軽減税率の対象外となる。なお、1人が1日に使う水道水は平均 233ℓ（平成 21 年度）で、その用途（平成 24 年度）は、風呂が 40%、トイレが 22%、炊事が 17%、洗濯が 15%（東京都水道局ウェブサイトより）。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【対象品目】(つづき)</p>	<p>(注)</p> <p>1 「飲食料品」とは、取引が行われた時点において、食品表示基準の適用を受けるものがこれに該当する。</p> <p>2 植物や水産物等について、飲用又は食用に供されることがあっても、食品表示基準の適用を受けないものは、軽減税率対象の課税資産には該当しない。逆に、これらが飲用又は食用を目的とせず、例えば観賞用、飼育用、栽培用などとして販売される場合であっても、同基準の適用を受ける場合は、軽減税率対象の課税資産に該当する。</p> <p>3 食品表示基準の適用を受けないものに対して仮に同基準に沿った表示を行ったとしても、軽減税率対象の課税資産に該当しない。</p> <p>4 医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、食品表示法の対象外であるため、飲食に供するものであっても軽減税率対象の課税資産に該当しない。</p> <p>2. 食品衛生法の許可を受けて飲食店営業又は喫茶店営業を営む事業者が行う当該許可に係る飲食料品を飲食させる役務の提供（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出が必要な者が行うもの、及び一体商品のうち主たる資産等が当該飲食料品を飲食させる役務の提供でないものを除く）</p>	<p>食品表示基準の適用を受ける生きた水産物は軽減税率の対象となるが、生きた牛、豚、鳥等は食品表示基準が適用されず、軽減税率の対象外となり、生物によって異なる取扱いとなる。</p> <p>酒類を除くことにより、「本みりん」(酒類)は標準税率、「みりん風調味料」(酒類ではない)は軽減税率、またビールや発泡酒は標準税率、ノンアルコールビールは軽減税率など、代替品の間で取扱いの差が生じる。</p> <p>医薬部外品である栄養ドリンクは食品表示法の対象外であるため標準税率、栄養ドリンク風の清涼飲料水は食品表示法の対象であるため軽減税率となる。</p> <p>(参考資料 P 12 ~ 13)</p> <p>✓ 外食サービスの対価は、飲食料品のみではなく、調理や配膳などのサービスに対する対価も含まれており、特に高級レストラン等を勘案すれば、低所得者対策との趣旨に反するため、外食サービスを対象外にするとの考え方もあり得る。</p> <p>しかしながら、サービス形態の多様化により、例えばコンビニエンスストアのイトイン・サービスなど、飲食料品の販売と外食サービスの提供の区分けが困難になっている。仮に外食サービスを対象外とすれば、同じ店で提供されるものでも、店舗内で食べれば標準税率、テイクアウトは軽減税率となるなど不合理な結果が生じたり、外食と</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【対象品目】(つづき)</p>		<p>テイクアウトの線引きの仕方によっては、サービス提供の形態を変更することによって、租税回避的な行為が容易に可能になるなどの問題も起こり得る。</p> <p>さらに、食生活の変化、核家族化、共働きの増加等の社会の変化に伴い、低所得者世帯や高齢者世帯においても、日常的に外食の機会が増えていると考えられる。</p> <p>こうした観点から、外食を別扱いとすることは適当でなく、外食サービスも軽減税率の対象とする。</p> <p>ただし、飲食料品の提供と関係のないサービスへの対価が大きな要素を占め、かつ、低所得者対策との考え方にはなじまないと考えられる、風営法の許可及び届出対象事業を営む事業者の提供するサービスは軽減税率の対象外とする。</p> <p>深夜営業を行う居酒屋は風営法の届出対象で軽減税率の対象外となるが、深夜営業を行わない飲食店や、深夜営業を行っても主に食事の提供を行う飲食店は、風営法の届出義務の対象外であり、軽減税率の対象となる。旅館や小料理屋等には、風営法の許可又は届出の対象となっている事業者もあり、これらが提供する外食サービスは軽減税率の対象とならないことになる。</p> <p>✓ 低所得者対策として、低所得者の日常生活における負担を緩和するとの制度趣旨に鑑みれば、「たまの楽しみ」や「たまの息抜き」を軽減税率の対象とする必要はないと整理できるか。</p> <p>(参考資料 P14)</p> <p>食品衛生法の許可を受けたケータリングサービス等を利用する場合は軽減税率となるが、家事代行サービスとして料理を作ってもらう場合は標準税率となるなど、同様のサービスの間で取扱いの差が生じる。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【対象品目】(つづき)</p>		<p>食品表示基準は税制とは関係なく定められ、また改訂され得ることから、意図せずして対象範囲が拡大したり、縮小することがあり得る(税制の観点からの注視が必要となる)。</p>
<p>【一体商品の取扱い】</p> <p>標準税率対象の商品・サービスと軽減税率対象の商品・サービスが不可分一体のものとして提供される場合には、その主たる構成要素で判断し、その主たる構成要素が判然としない場合は標準税率の対象とする。</p>	<p>標準税率対象の課税資産等(軽減税率対象の課税資産等以外の課税資産等)と軽減税率対象の課税資産等が一の資産等を構成する(不可分な関係にある)場合において、標準税率対象の課税資産等が主たる構成要素となっている資産等、及び主たる構成要素が判然としない資産等は、軽減税率対象の課税資産等には該当しないものとする。</p> <p>(注)</p> <p>一体商品の判定において、「標準税率対象の課税資産等が主たる構成要素となっている」とは、標準税率対象品目が構成要素の過半を占める場合を言い、例えば原価の割合など、合理的な方法で判定するものとする。</p>	<p>(参考資料 P15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 容器や包装は一体商品の一部として取り扱うことになり、通常は飲食料品が主たる構成要素となるため、全体が軽減税率の対象ということになるが、中に入っている飲食料品の価値を上回るような高級な容器に入れられている場合は、主たる資産等が高級な容器となり、標準税率の対象として扱われることになる。 ✓ おもちゃ付きの菓子は、通常、菓子と不可分一体の状態で販売されていることから、一体商品に該当し、例えば原価の割合などに照らして、菓子が主たる構成要素を占めると認められる場合は、左記判断基準にしたがって、軽減税率となる。 <p>おもちゃが二次市場で高額で売買されているような場合で、おもちゃ目当ての購入が主な目的となるようなおもちゃ付き菓子についても、おもちゃの原価が低ければ全体として軽減税率の対象となる。</p> <p>ソフトドリンクは軽減税率、酒類とソフトドリンクの飲み放題は標準税率、グレープフルーツサワーは標準税率、焼酎・グレープフルーツ・炭酸水を個別に注文すると、焼酎は標準税率、グレープフルーツ、炭酸水は軽減税率となる。</p> <p>主たる構成要素の確認について、事業者と課税当局に事務負担が発生する。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【組み合わせ商品の取扱い】</p> <p>それぞれが不可分の関係にない標準税率対象の商品・サービス、軽減税率対象の商品・サービス又は非課税の商品・サービスが一つの商品・サービスとして販売される場合で、それぞれの区分がなされていないときには、その譲渡価格をそれぞれの商品・サービスの時価で按分して、税率区分ごとに課税標準を計算する。</p>	<p>事業者が不可分の関係にない標準税率対象課税資産（軽減税率対象課税資産以外の課税資産）の譲渡等、軽減税率対象課税資産の譲渡等又は非課税資産の譲渡等を同一の者に同時に行う場合において、これらの資産の譲渡等の対価の額がそれぞれの資産の譲渡等ごとに区分されていないときは、標準税率対象課税資産の譲渡等及び軽減税率対象課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、これらの資産の譲渡等の対価の額に、譲渡等のときにおけるそれぞれの譲渡等の価額の合計額のうち標準税率対象課税資産の譲渡等の価額又は軽減税率対象課税資産の譲渡等の価額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。</p> <p>(注)(参考資料P15)</p> <p>1 飲食店で提供される飲み放題サービスにおいて、酒類とソフトドリンクがサービス対象に含まれる場合で、酒類の飲み放題とソフトドリンクの飲み放題が別途提供されているなど、双方のサービスを合理的に区分できる場合は、組み合わせ商品に該当し、合理的に区分出来ない場合は一体商品に該当する。</p> <p>2 食事付きの宿泊サービス、ディナーショー、ドリンク付きコンサートなどは、通常、組み合わせ商品に該当する。</p>	<p>(参考資料P15)</p> <p>酒類とソフトドリンクの飲み放題を提供する場合で、酒類とソフトドリンクそれぞれの飲み放題も提供しているときは組み合わせ商品として一部軽減税率の対象となるが、そうでなければ一体商品となり、主たるものが酒類の飲み放題であれば全額が標準税率の対象となるなど、当該店舗の商品ラインナップによって異なる取扱いとなる。</p> <p>漆塗重箱入り的高级おせちは、通常、一体商品に該当し、主たるものが重箱であれば全体が標準税率となるが、例えばおせち料理と重箱が別々に値付けされていれば、おせち料理は軽減税率の対象になるなど、組み合わせ、値付けの仕方によって異なる取扱いとなる。</p> <p>一体商品か組み合わせ商品かの判断は、個別に行わざるを得ない。</p> <p>一体商品か組み合わせ商品かの判断や時価の確認について、事業者と課税当局に事務負担が生じる。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【区分経理の方法】</p> <p>段階的にE U型インボイス方式（6月5日資料（注）D案）を導入。軽減税率の導入後3年程度は、売手に請求書交付義務等を課す区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）を適用する。（参考資料P16）</p> <p>（注）「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日与党税制協議会）</p>	<p>1. 税額別記請求書方式の導入</p> <p>（1）事業者番号の付与 課税事業者（基準期間の課税売上高が1,000万円超の事業者等及び課税選択を行った事業者）に事業者番号を付与する（以下、事業者番号の付与を受けた事業者を「登録事業者」という）</p> <p>（2）登録事業者の税額別記請求書の交付及び保存義務 登録事業者は、取引の相手方たる事業者に対し、以下の内容を記載した請求書等（以下、「税額別記請求書」（インボイス）という）を交付するとともに、保存しなければならない。</p> <p>作成者 事業者番号 請求書番号 交付を受ける者の氏名又は名称及び事業者番号 課税資産の譲渡等を行った年月日 課税資産の譲渡等の内容、対価の額、消費税額、税率 適用税率別対価の額の合計額及び消費税額</p> <p>（3）納付税額の計算 売上税額は、交付した税額別記請求書に記載した消費税額を合計して計算することとする。 仕入税額は、交付を受けた税額別記請求書に記載された消費税額を合計して計算することとする。なお、事業者が交付を受けた税額別記請求書を保存しない場合には、仕入税額控除は行えないものとする。</p> <p>（4）罰則等 免税事業者による税額別記請求書の交付行為に罰則を設けるとともに、当該書類に基づく仕入税額控除は認めない。 国税庁は登録事業者の氏名・名称と事業者番号を公表す</p>	<p>（参考資料P16～20）</p> <p>✓ 区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料A案及びB案）は、売手は自らの納付税額を記載することなく、買手は請求書等に付された印は参考とするものの、最終的には自らの判断で標準・軽減の区分を行って仕入税額を計算することとなるため、売手の納付税額と買手の仕入税額が連動しない。</p> <p>こうした仕組みの下、軽減税率を導入すれば、標準・軽減の仕分け及び消費税額について、売手・買手間の相互チェック・監視が働かず、例えば、売手が標準税率のものを軽減税率と偽って（あるいは誤って）売上税額を計算する一方、買手は本来適用されるべき標準で仕入税額を計算するなど、虚偽あるいは間違いに基づく申告が行われるおそれがある。</p> <p>このため、軽減税率を導入するのであれば、標準・軽減の仕分け及び消費税額について、売手・買手間の相互チェック・監視が働き、適正な請求書等が発行される制度的な仕組みが必要であり、E U型のインボイス方式を導入することが適切と考えられる。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【区分経理の方法】(つづき)</p>	<p>る。</p> <p>2. 経過措置(区分経理に対応した請求書等保存方式) 当分の間(3年程度)請求書等の記載内容、請求書等の交付及び保存、納付税額の計算などは以下によることとする。</p> <p>(1) 区分記載請求書の交付及び保存義務 事業者は、課税事業者か免税事業者かを問わず、軽減税率対象課税資産の譲渡等に印を付した上で、税率毎に取引金額を記載した請求書等(以下、「区分記載請求書」という)を交付するとともに、保存しなければならない。</p> <p>(2) 納付税額の計算 売上税額、仕入税額とともに、課税売上高、課税仕入高を税率毎に区分して集計し、集計された合計額にそれぞれ税率を乗じることにより計算することとする。なお、区分記載請求書を保存しない場合には、仕入税額控除ができないこととする。</p> <p>(3) 罰則等 区分記載請求書の不交付及び偽りの税率区分を記載した区分記載請求書の交付行為に対しては罰則を設ける。</p>	<p>✓ 他方、E U型インボイス方式については、川上から川下まで全ての事業者において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の事務負担が重くなる、 ・ システム改修が必要となる、 <p>さらに、免税事業者が取引から排除されるおそれがあるなどの懸念がある。</p> <p>✓ このため、E U型インボイス方式の導入には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者において、システム改修、経理方法の変更、事務手順の変更、必要に応じて課税転換及びこれらに対応するための体制の整備が必要となること、 ・ 課税当局において、事業者番号の配付・管理、税務関連書類の改訂、システム改修が必要となること、 <p>などから、これらに取り組むための期間として、3年程度、経過措置として区分経理に対応した請求書等保存方式(6月5日資料B案)を適用する。</p> <p>✓ なお、申告の真正性を担保する観点から、最終的に導入するインボイス制度は、6月5日資料C案(事業者番号及び請求書番号を付さない案)ではなくD案を、経過措置期間はA案(交付義務・罰則なし)ではなくB案を採用する。</p> <p>経過措置として導入する案についても、軽減税率対象品目の印付け、税率毎の取引金額の記載という経理・納税に関する負担が生じる。また、システム改修が必要となることから、十分な準備期間を確保する必要。なお、軽減税率導入に伴って新たに生じる事務負担は、税務処理(経理)のみではなく、標準・軽減の仕分け、従業員教育、クレーム処理など多岐に亘るものであり、事業者実務の実態を把握した上で、適切な準備期間を設ける必要がある。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【簡易課税制度】</p> <p>対象品目の取扱いが多いと考えられる業種について、簡易課税制度の業種区分、みなし仕入率の見直しを行う。 (参考資料 P 21 ~ 22)</p>	<p>簡易課税制度について、以下の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産業について、みなし仕入率の見直しを行う。 2. 製造業から食品製造業を分離し、新たな区分を設け、食品製造業及びそれ以外の製造業について、それぞれみなし仕入率を設定する。 3. 料理飲食業は、区分を細分化し、それぞれのみなし仕入率を設定する。 4. 上記 1. から 3. の見直しは、軽減税率導入後 3 年を目途に、実態を把握の上、実施することとし、それまでの間は現行の業種区分及びみなし仕入率を存続させる。その際、税額別記請求書方式の導入を前提とした簡易課税制度のあり方について、併せて検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現行のみなし仕入率を維持すれば、益税又は損税が発生することとなるため、みなし仕入率を見直す必要。他方、軽減税率導入の影響は、業種によって異なることから、業種毎に対応方針を決める必要。 ✓ 卸売業、小売業は概ね標準税率で仕入れたものは標準税率で、軽減税率で仕入れたものは軽減税率で販売するものと考えられることから、現行のみなし仕入率を維持。なお、小売事業者が仕入れた飲食料品を自ら加工して販売する場合は、当該販売は製造業に該当する。 ✓ 農林水産業の仕入れは主に種苗、肥料、燃料や農機具などで標準税率、売上げは軽減税率、食品製造業の仕入れは標準税率と軽減税率の混合、売上げは軽減税率、料理飲食業はサービス内容で仕入れ・売上げの標準・軽減の割合が異なるものと考えられる。 ✓ E U型インボイス方式の導入によって、税額計算が、課税売上高及び課税仕入高から割り戻して計算する方法から、インボイスに記載された税額の積み上げ計算に変更されることを踏まえ、簡易課税制度における税額計算の方法を検討する必要がある。
<p>【税率の軽減幅】</p> <p>税率の軽減幅は %とする。</p>	<p>軽減税率対象課税資産の譲渡等に対する消費税（国・地方）の税率は、百分の とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所要財源は、 <ul style="list-style-type: none"> ・税率軽減幅を 1 %とする場合は約 6,600 億円 ・税率軽減幅を 2 %とする場合は約 1.3 兆円 (平成 25 年家計調査より一定の仮定に基づき推計) ✓ 安定財源の確保策について、別途検討する必要。

酒類を除く飲食料品を対象とした場合の課題の整理

視点	課題
<p>視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。</p>	<p>（参考資料P23～25）低所得者対策としての有効性については、限られた財源が低所得者に重点的に配分されているか（「逆進性の緩和」）、低所得者の消費税負担の軽減につながっているか（低所得者への効果）の2点から検証する必要。以下、推計の便宜上、税率軽減幅を2%と仮定。</p> <p>逆進性の緩和（参考資料P23～24）</p> <p>軽減税率の導入により、家計調査における第1分位世帯（収入の最も低い20%のグループ）の消費税負担割合（消費税負担額の収入金額に対する割合）は6.85%から6.37%へ0.48%低減、第5分位世帯（収入の最も高い20%のグループ）の消費税負担割合は3.40%から3.22%へ0.18%低減。この結果、第1分位世帯と第5分位世帯の消費税負担割合の差は3.45%から3.15%へ0.30%縮小。</p> <p>低所得者への効果（参考資料P25）</p> <p>軽減税率の導入により、家計調査における第1分位世帯の年間の消費税負担額は12万632円から11万2,162円へと8,470円減少し、第5分位世帯は36万6,509円から34万6,759円へと19,750円減少。</p> <p>（参考資料P26）所要財源の約3割は高所得者層である第5分位世帯に配分されることとなる。他方、簡素な給付措置の場合、低所得者層である第1分位世帯や第3分位世帯にその全額が配分されている。</p> <p>（参考資料P27）簡素な給付措置と異なり、軽減税率制度は全ての人々が恩恵を享受できる仕組みである。一方、高所得者層にも財源が配分されることとなるため、簡素な給付措置の廃止の影響も勘案すれば、かえって逆進性を高めることとなる。</p>
<p>視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること</p>	<p>（参考資料P28）飲食料品の購入頻度は高く、消費者は毎日なにがしかの飲食料品を購入していると考えられることから、日々の生活において税負担の軽減を実感し得る。</p> <p>（参考資料P29）税率の軽減幅を2%と仮定すると、日々の買い物における低所得者世帯の負担軽減額は、第1分位世帯で約23円程度、1週間に1度まとめ買いをすると想定して約160円程度。</p> <p>（参考資料P30～38）酒類を除く飲食料品全般を対象としているため、食材のみを購入する場合には、買い物総額に対する負担軽減額は、税率軽減幅（2%）とほぼ同じになる。</p> <p>（参考資料P39～42）飲食料品は、時期によって価格が大きく変動する品目もあり、また、特売日やタイムセールによっても価格が変わるため、1年間あるいは1日の中で、軽減税率の導入による負担軽減額を大きく上回る値動きが生じる。</p>
<p>視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること</p>	<p>（参考資料P43～44）飲食料品を幅広く対象としたことにより、標準・軽減の線引きが不明確な品目や、線引きが不合理な品目は少なくなり、消費者にとって分かりやすく、納得しやすいものと考えられる。ただし、限界事</p>

視点	課題
<p>視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと</p>	<p>例は存在する。</p> <p>(参考資料 P 45) 農業・漁業、卸売・小売、食品製造、外食など、300万弱の事業者が飲食料品を取り扱っており、酒類を除く飲食料品に軽減税率が導入された場合には、これらの事業者には区分経理や対象品目の線引き判断、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応等の事務負担が生じる。</p> <p>関係事業者が広範に及ぶことから、適正な執行を確保するためには、売り手と買い手が相互チェック・監視して真正性を担保する仕組みが必要であり、インボイス制度の導入は必須。また、買い手側が仕入税額控除の可否を判断できるようにするためには、売り手が免税事業者か、課税事業者かを把握し得る仕組みが必要であり、事業者番号の付与が必要。このため、E U型インボイス方式(D案)によることが適切。</p> <p>(参考資料 P 46~59) D案、経過措置である区分経理に対応した請求書等保存方式(B案)のいずれも、事業者の経理事務のみならず、調達管理、在庫管理、販売管理といった一連の業務フローに影響を与えるとともに、システムの改修も必要となることから、事業者には相当程度の準備期間を確保する必要。加えて、D案を導入するためには、税務当局においても事業者番号の配付などに一定の準備期間が必要。このため、当面(3年程度)は経過措置として、B案による対応を認める必要。</p> <p>(参考資料 P 60) 飲食料品の卸売・小売、食品製造、飲食店といった飲食料品関連業種以外の業種、例えば冠婚葬祭業や学校、病院等でも飲食料品を仕入れる場合がある。これらの事業者は、区分経理等の対応が必要となることに留意が必要。</p> <p>また、上記以外の業種においても、会議費や交際費として飲食料品を仕入れる場合がある。</p>
<p>視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと</p>	<p>酒類を除く飲食料品全般を対象としていることから、代替性のある品目には概ね同一の税率が課されることとなり、消費行動等への歪みは小さい。ただし、限界事例は存在する。</p>
<p>視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること</p>	<p>所要財源は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率軽減幅を1%とする場合は約6,600億円 ・税率軽減幅を2%とする場合は約1.3兆円 <p>(平成25年家計調査より一定の仮定に基づき推計)</p> <p>安定財源の確保策について、別途検討する必要。</p>
<p>視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと</p>	<p>対象品目について、将来、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されたりすることのないよう、基本的考え方(低所得者の消費税負担の軽減を図ること、購入頻度の高さによる痛税感を緩和することが目的であり、特定産業の振興等が目的ではないこと等)を法律上明記するなどの対応が必要。</p> <p>また、対象品目の見直しを行う場合のプロセスを重厚にすることも、対象品目の安易な追加が行われないために必要であり、別途検討する必要。</p>